

分類	項目	人体への影響	基準値	対象	検査頻度		
水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準	1 一般細菌	病原生物による感染症	1mLの検水で形成される集落数が100以下	浄水、原水	浄水は毎月、原水は年1回		
	2 大腸菌		検出されないこと				
	3 カドミウム及びその化合物	無機物・重金属の過剰摂取による健康被害（カドミウムによるイタイタイ病、有機水銀による水俣病など）	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下		年1回		
	4 水銀及びその化合物		水銀の量に関して、0.0005mg/L以下				
	5 セレン及びその化合物		セレンの量に関して、0.01mg/L以下				
	6 鉛及びその化合物		鉛の量に関して、0.01mg/L以下				
	7 ヒ素及びその化合物		ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下				
	8 六価クロム化合物		六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下				
	9 亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下				
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン		シアンの量に関して、0.01mg/L以下			浄水は3カ月に1回、原水は年1回	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下			浄水、原水	
	12 フッ素及びその化合物		フッ素の量に関して、0.8mg/L以下				
	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下					
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下					
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	有機溶剤等の過剰摂取による健康被害（神経障害など）	0.04mg/L以下		年1回		
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下				
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下				
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下				
	20 PFOS及びPFOA	有機フッ素化合物の過剰摂取による健康被害（癌など）	PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L以下（暫定）		石狩地区は年1回、厚田浜益地区は浄水が3カ月に1回、原水が年1回		
	21 ベンゼン	有機溶剤等の過剰摂取による健康被害（神経障害など）	0.01mg/L以下	年1回			
	22 塩素酸	消毒に必要な次亜塩素酸ナトリウムの過注入等で副次的に発生する消毒副生成物の過剰摂取による健康被害（癌など）	0.6mg/L以下	浄水	3カ月に1回		
	23 クロロ酢酸		0.02mg/L以下				
	24 クロロホルム		0.06mg/L以下				
	25 ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下				
	26 ジブromクロロメタン		0.1mg/L以下				
	27 臭素酸		0.01mg/L以下				
	28 総トリハロメタン		0.1mg/L以下				
	29 トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下				
	30 プロモジクロロメタン		0.03mg/L以下				
	31 プロモホルム		0.09mg/L以下				
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水、原水				
	33 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下		年1回			
	34 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下					
	35 鉄及びその化合物	水の着色（通常量では健康被害はなく人体に必要）		鉄の量に関して、0.3mg/L以下	原則年1回、厚田浄水場浄水のみ3カ月に1回		
	36 銅及びその化合物			銅の量に関して、1.0mg/L以下			
	37 ナトリウム及びその化合物	味の異常		ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	年1回		
	38 マンガン及びその化合物	水の着色（通常量では健康被害はなく人体に必要）		マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	浄水、原水		
	39 塩化物イオン	味の異常		200mg/L以下		毎月	
	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）			300mg/L以下		年1回	
	41 蒸発残留物	味の異常		500mg/L以下	年1回	原則年1回、濃昼浄水場浄水のみ3カ月に1回	
	42 陰イオン界面活性剤		水の発泡	0.2mg/L以下			
	43 ジェオスミン		カビ臭	0.00001mg/L以下			
	44 2-メチルイソボルネオール			0.00001mg/L以下			
	45 非イオン界面活性剤		水の発泡	0.02mg/L以下			
	46 フェノール類		臭いの異常	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下			
	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）		味の異常	3mg/L以下			毎月
	48 pH値		水を中性に保つ	5.8以上8.6以下			
	49 味		飲んで味を確認する	異常でないこと			浄水
	50 臭気		臭いをかいで確認する	異常でないこと			浄水、原水
	51 色度	計測機又は目視で色を確認する	5度以下				
	52 濁度	計測機又は目視で汚れを確認する	2度以下	毎日			
	53 消毒効果	残留塩素濃度	消毒効果を確認する	0.1mg/L以上	浄水		

54	水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	法で定められた項目ではないが、発生の可能性等を考慮し各事業体において留意すべき項目であり、それぞれ発癌性や急性毒性などの恐れがある	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下（目標値）	浄水	年1回	
55		ウラン及びその化合物		ウランの量に関して、0.002mg/L以下（目標値）（暫定）			
56		ニッケル及びその化合物		ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下（目標値）			
57		1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L以下（目標値）			
58		トルエン		0.4mg/L以下（目標値）			
59		フタル酸ジ（2-エチレヘキシル）		0.08mg/L以下（目標値）			
60		ジクロロアセトニトリル		0.01mg/L以下（目標値）（暫定）			
61		抱水クロラール		0.02mg/L以下（目標値）（暫定）			
62		遊離炭酸		20mg/L以下（目標値）			
63		1,1,1-トリクロロエタン		0.3mg/L以下（目標値）			
64		メチル-t-ブチルエーテル		0.02mg/L以下（目標値）			
65		有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		3mg/L以下（目標値）			
66		臭気強度（TON）		3以下（目標値）			
67		腐食性（ランゲリア指数）		-1程度以上とし、極力0に近づけること（目標値）			
68	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下（目標値）（暫定）					
69	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下（目標値）					
70	クリプトスポリジウム関連ポリジ	大腸菌（E.Coli）	クリプトスポリジウム等の汚染指標		原水	毎月	
71		嫌気性芽胞菌					
72		クリプトスポリジウム		寄生虫により重篤な腸管感染症をもたらす			
73		ジアルジア					
74	ろ過池洗浄排水	水素イオン濃度（pH）	人体への影響ではなく、浄水処理で発生した排水による河川等への影響		ろ過池洗浄排水	年1回	
75		生物化学的酸素要求量（BOD）					
76		浮遊物質（SS）					
77		ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
78	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						
79	任意	アンモニア態窒素	浄水の残留塩素消費、排水における河川等の汚染など、様々な指標として用いる		浄水、原水、ろ過池洗浄排水		